

改正民法施行に伴う未成年者の住所変更手続きの見直しについて

【ご意見】（令和8年8月31日受付）

2026年4月の改正民法施行により、離婚後共同親権の選択が可能になりました。

子の居所指定も共同の意思決定が必要であり、一方の親による同意がない住所変更の受理は、自治体が未成年者略取誘拐罪の幫助や人格権侵害の訴訟リスクを負う懸念があります。

一部の先行自治体では実務運用が開始されていますが、住民福祉の向上と行政リスク回避のため、転出入時に親権者の双方署名の同意書を確認するプロセスの導入を強くお願いいたします。

【回答】

この度は貴重なご意見を賜りありがとうございます。

本市では、現在未成年者（15歳未満）の住所異動時において、届出義務者が複数存在する場合でも、いずれかの届出義務者からの届出で住民異動を受け付けています。

しかしながら、民法等の一部改正に伴うこどもの権利保護については、大変重要な問題であると認識していますので、今後は未成年者（15歳未満）の住所異動に親権者の一方のみが来庁された場合は、もう一方の親権者においても住所異動について了承しているかを聞き取りし、届出書類にその旨を記入いただくよう、運用を変更していきたいと考えています。

担当 市民課